

10月号

おおもり 青色申告会

No.0647

一般社団法人 大森青色申告会

令和元.10.1



2019年分「減価償却計算表」について



減価償却資産を既にご登録いただいている会員の方には、11月末～12月初旬に郵送にて、2019年分確定申告用「減価償却計算表」をお送りさせて頂く予定です。昨年のデータを元に作成しておりますが、お手元に届きましたら必ず内容のご確認をお願い致します。

以下の事項にあてはまる方は、領収書等を申告会事務所までお持ちいただきか、必ず事業主名と連絡先をご記入の上、FAX(3773-6388)にてお送りいただきますようお願いいたします。



- ①10万円を超える金額の資産を購入した場合
- ②20万円を超える修繕を行った場合
- ③資産の除却・廃棄を行った場合
- ④車の買い替えを行った場合
- ※下取り等がある場合は下取り価格も必ずお知らせください
- ⑤その他減価償却資産に変更があった場合



上記①～⑤のご連絡を10月31日までにいただいた場合は、

修正(新規追加、除却・廃棄、変更)事項を反映した「減価償却計算表」をご郵送いたします。

上記①～⑤のご連絡を11月1日以降にいただいた場合は、

修正(新規追加、除却・廃棄、変更)事項を反映しない「減価償却計算表」のご郵送となります。

※追加、変更、除却・廃棄等の修正は隨時行っておりますが修正事項を反映した「減価償却計算表」のご郵送はお受けできませんので予めご了承ください。但し、FAXにてお送りすることは可能ですのでご希望の方はその旨お申し出下さい。



「記帳確認」
消費税改正の準備に行こう」編
令和元年10月1日(火)から11日(金)まで
記帳確認を行っています。
年に一度の「記帳の健康診断」
ご予約の上、是非おいでください。

(1)



消費税の軽減税率制度についての説明会開催のお知らせ

本年10月1日から軽減税率制度が導入され、税率が8%(軽減税率)のものと、10%(標準税率)のものの複数税率となりますので記帳が煩雑になります。大森税務署ご担当官がご説明しますので是非ご参加ください。

日時：11月15日(金)

場所：大森文化の森 第3・4集会室
大田区中央2-10-1の4階

定員：60名(予約制)

申込：03-3771-8859

大森青色申告会事務局へお電話ください

費用：無料

「消費税軽減税率制度説明会開催のお知らせ」

是非、ご参加ください!!

日 時：令和元年11月6日(水) 10:00～11:00

場 所：池上会館 本館2階集会室
大田区池上1-32-8

連絡先：大森税務署 法人課税第1部門

(03-3755-2111(代表))

※会場の駐車場(有料)は狭いため、ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。

2019年(令和元年)確定申告期間指導の注意点

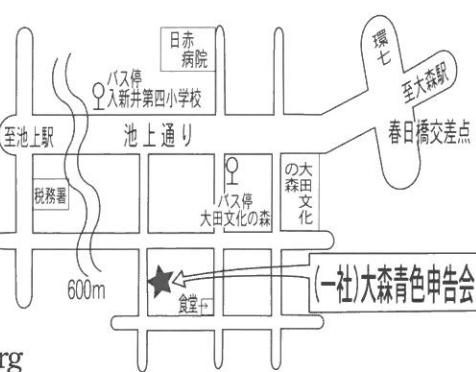
譲渡所得での第3表(分離課税)の作成が必要な場合

- 1) 土地・建物の売買で譲渡所得の申告が必要な場合は事前指導が必要です
事前指導を受けていない場合、確定申告指導期間中には、譲渡所得の申告についてのご相談は、お受けできませんのでご注意ください。譲渡した日が年末などで事前指導がお受けいただけない場合やご自身の都合などで事前指導を受けられなかった場合は、添付書類を揃えて税務署にてご相談の上、作成した「譲渡所得の内訳書」を申告会事務局へご持参ください。なお、「譲渡申告の内訳書」のご記入がない場合には、申告会で申告書をお預かりすることができませんので予めご了承ください。
- 2) 株式等の売買で譲渡所得の申告書の作成が必要な場合は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」をご自身で記入作成し、来所時に添付書類とともにご持参していただく必要があります。
「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の記入作成のない場合、申告会では申告書をお預かりできません。※特定口座年間取引報告書の有無を問わず提出用とご自身控え用もご自身で記入作成し、ご持参ください。その他、投資にかかる内容の申告(先物取引・FX等)についても同様の取扱となります。
- 3) 消費税法改正に伴い、令和元年10月1日から税率が変更され、同軽減税率制度が実施されました。課税事業者の方は軽減税率制度をご理解いただき、事前準備として課税売上、課税仕入を税率8%(軽減税率)のものと10%(標準税率)のものと分かるように区分をしていただく必要があります。そのため、当会でお知らせしている研修会を受けていただき、消費税の事前指導が必要となります。申告期間中には、消費税の申告についてのご相談はお受けできませんのでご注意ください。

※申告期間中の注意点の詳細については、別紙チラシをご覧ください。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 德永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-aoiro.org>



予約制 事務局に申込み
時 間 申込順で30分位

無料法律相談日
10月10日(木)
10月24日(木)

保険の相談
ご希望の方は事務局迄

(4)

第八回定期総会 開催

安心して借りられる

国の融資制度です

◎小企業等経営改善資金
融資限度額 二千万円
返済期間 七年以内
設備資金 十年以内

年利 一、二二%
(九月二日現在)
支払った利息の三十%を三年間
大田区から補助されます。

【この融資限度額・返済期間の取扱は
二〇二〇年三月三十一日の日本政
策金融公庫受付分まで】

* 従業員二十人以下(宿泊業・
娯楽業を除く商業サービス業
五人以下の法人、個人事業
主の方)

* 商工会議所の経営指導を取り
組む方

* 税等、対象となる税金を完納
している方

* 所得税・法人税・事業税・住民
税等、対象となる税金を完納
している方

* 経営上の悩み相談

* 窓口専門相談をご利用下さい。

* 法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談
に限定しております。

* 会員・非会員の方問わずご利用
できます。



平成30年度収支計算書(総括)			
収入の部	決算額	支出の部	決算額
1. 会費等収入	66,598,000	1. 事業費	54,946,021
2. 指導料収入	766,000	2. 親会・会議費	1,686,942
3. 図書等販売収入	129,350	3. 管理費	18,790,099
4. 共済等手数料収入	8,159,748	4. 法人税・都民税	361,800
5. その他収入	4,040,294	5. 消費税	0
6. 総入金収入	4,227,110		
I 事業活動収入合計	83,920,502	I 事業活動支出合計	75,784,862
II 投資活動収入	0	II 投資活動支出	3,911,339
III 財務活動収入	0	III 財務活動支出	4,216,780
		IV 予備費支出	0
		当期収支差額	0
前期繰越収支差額	11,204,633	次期繰越収支差額	11,212,154
収入合計	95,125,135	支出合計	95,125,135

貸借対照表				
令和元年6月30日現在	資産の部	金額	負債の部	金額
	1. 流動資産	14,563,015	1. 流動負債	3,128,085
	2. 固定資産	152,572,523	2. 固定負債	20,459,158
	特定預金	(39,861,831)	退職給与積立	(20,459,158)
	その他固定資産	(112,710,692)		
	資産合計	167,135,538	負債合計	23,587,243
			I 指定正味財産	5,000,000
			II 一般正味財産	138,548,295
	資産合計	167,135,538	負債・正味財産合計	167,135,538

令和元年度 収支予算				
令和元年7月1日～令和2年6月30日	収入の部	予算額	支出の部	予算額
	1. 会費等収入	69,020,000	1. 事業費	62,520,472
	2. 指導料収入	800,000	2. 親会・会議費	2,290,000
	3. 図書等販売収入	80,000	3. 管理費	20,800,694
	4. 共済等手数料収入	8,160,000	4. 法人税・都民税	350,000
	5. その他収入	755,000		
	6. 総入金収入	20,000		
	I 事業活動収入合計	78,835,000	I 事業活動支出合計	85,961,166
	II 投資活動収入	0	II 投資活動支出	0
	III 財務活動収入	0	III 財務活動支出	3,810,000
			IV 予備費支出	275,988
	当期収入合計	78,835,000	当期支出合計	90,047,154
	前期繰越収支差額	11,212,154	次期繰越収支差額	0
	収入合計	90,047,154	支出合計	90,047,154

マル経融資のご案内

◎「相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部
大田区南蒲田一～二十一
電話(三七三四)一六二二
(九月二日現在)
支払った利息の三十%を三年間
大田区から補助されます。

【この融資限度額・返済期間の取扱は
二〇二〇年三月三十一日の日本政
策金融公庫受付分まで】

* 従業員二十人以下(宿泊業・
娯楽業を除く商業サービス業
五人以下の法人、個人事業
主の方)

* 商工会議所の経営指導を取り
組む方

* 税等、対象となる税金を完納
している方

* 経営上の悩み相談

* 窓口専門相談をご利用下さい。

* 法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談
に限定しております。

* 会員・非会員の方問わずご利用
できます。

◎「相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部
大田区南蒲田一～二十一
電話(三七三四)一六二二
(九月二日現在)
支払った利息の三十%を三年間
大田区から補助されます。

* 従業員二十人以下(宿泊業・
娯楽業を除く商業サービス業
五人以下の法人、個人事業
主の方)

* 商工会議所の経営指導を取り
組む方

* 税等、対象となる税金を完納
している方

* 経営上の悩み相談

* 窓口専門相談をご利用下さい。

* 法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談
に限定しております。

* 会員・非会員の方問わずご利用
できます。

◎「相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部
大田区南蒲田一～二十一
電話(三七三四)一六二二
(九月二日現在)
支払った利息の三十%を三年間
大田区から補助されます。

* 従業員二十人以下(宿泊業・
娯楽業を除く商業サービス業
五人以下の法人、個人事業
主の方)

* 商工会議所の経営指導を取り
組む方

* 税等、対象となる税金を完納
している方

* 経営上の悩み相談

* 窓口専門相談をご利用下さい。

* 法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談
に限定しております。

* 会員・非会員の方問わずご利用
できます。

◎「相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部
大田区南蒲田一～二十一
電話(三七三四)一六二二
(九月二日現在)
支払った利息の三十%を三年間
大田区から補助されます。

* 従業員二十人以下(宿泊業・
娯楽業を除く商業サービス業
五人以下の法人、個人事業
主の方)

* 商工会議所の経営指導を取り
組む方

* 税等、対象となる税金を完納
している方

* 経営上の悩み相談

* 窓口専門相談をご利用下さい。

* 法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談
に限定しております。

* 会員・非会員の方問わずご利用
できます。

◎「相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部
大田区南蒲田一～二十一
電話(三七三四)一六二二
(九月二日現在)
支払った利息の三十%を三年間
大田区から補助されます。

* 従業員二十人以下(宿泊業・
娯楽業を除く商業サービス業
五人以下の法人、個人事業
主の方)

* 商工会議所の経営指導を取り
組む方

* 税等、対象となる税金を完納
している方

* 経営上の悩み相談

* 窓口専門相談をご利用下さい。

* 法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談
に限定しております。

* 会員・非会員の方問わずご利用
できます。

◎「相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部
大田区南蒲田一～二十一
電話(三七三四)一六二二
(九月二日現在)
支払った利息の三十%を三年間
大田区から補助されます。

* 従業員二十人以下(宿泊業・
娯楽業を除く商業サービス業
五人以下の法人、個人事業
主の方)

* 商工会議所の経営指導を取り
組む方

* 税等、対象となる税金を完納
している方

* 経営上の悩み相談

* 窓口専門相談をご利用下さい。

* 法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談
に限定しております。

* 会員・非会員の方問わずご利用
できます。

◎「相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部
大田区南蒲田一～二十一
電話(三七三四)一六二二
(九月二日現在)
支払った利息の三十%を三年間
大田区から補助されます。

* 従業員二十人以下(宿泊業・
娯楽業を除く商業サービス業
五人以下の法人、個人事業
主の方)

* 商工会議所の経営指導を取り
組む方

* 税等、対象となる税金を完納
している方

* 経営上の悩み相談

* 窓口専門相談をご利用下さい。

* 法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談
に限定しております。

* 会員・非会員の方問わずご利用
できます。

◎「相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部
大田区南蒲田一～二十一
電話(三七三四)一六二二
(九月二日現在)
支払った利息の三十%を三年間
大田区から補助されます。